

関係協力団体 各位

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室長

建設リサイクル法府内一斉パトロールの実施について(お知らせ)

平素は、本府建築指導行政の推進にあたり格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省においては、建設リサイクル法に基づく分別解体等及び再資源化等の適正な実施の確保のため、毎年 2 回（6 月、10 月）を「パトロール強化月間」とし、「建設リサイクル法全国一斉パトロール」を実施することとしております。

大阪府においても、同法の一層の周知徹底を図るため、令和 7 年 6 月をパトロール強化月間とし、そのうち 1 週間を府内 17 市（特定行政庁）と連携し「建設リサイクル法府内一斉パトロール」を下記のとおり実施する予定ですので、よろしくごお願い申し上げます。

記

府内一斉パトロールの実施体制

(1) 実施期間 令和 7 年 6 月の 1 ヶ月程度をパトロール強化月間とし、そのうち 1 週間を合同パトロール実施期間とする。

(2) 実施機関 大阪府及び府内 17 市（特定行政庁）

(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)

問合せ先:

大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室

審査指導課 開発許可グループ

福本 ・ 森 ・ 藤村

電話 06-6941-0351(内線 3092)